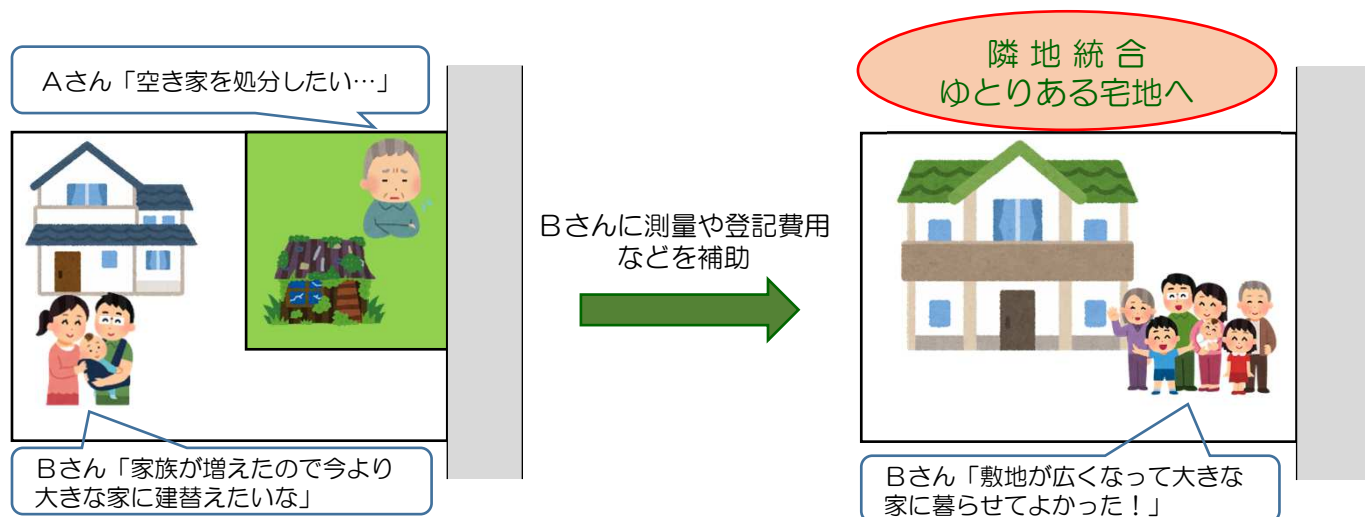


隣地購入者に上限50万円補助します

【令和7年度隣地統合補助金のご案内】

Hitachi City



対象者

隣地統合後の所有者（個人又は法人）

対象経費

- ①測量費用 ②登記費用 ③不動産取得に係る仲介手数料
④統合後に一敷地として利用するために必要な門塀等の工作物の撤去費用や整地費用など

補助金額

上限50万円（対象経費の1/2）

主な要件

- ・ 隣地統合する前の土地が、それぞれ異なる個人又は法人が所有するものであること
 - ・ 相続や贈与による隣地統合でないこと
 - ・ 宅建業を営む者が営利目的として行う隣地統合でないこと
 - ・ 統合後の所有地は、宅地として地目の登記がされていること
 - ・ 建築基準法等に基づき、住宅建築が可能な敷地要件を備えていること
 - ・ 統合後の敷地面積は合計で200㎡以上とすること
 - ・ 令和5年4月1日から補助を申請する日までに
所有権移転の登記が完了していること
- ・ 補助の対象要件（統合後の敷地要件など）については、
統合前に下記問合せ先までご相談ください。
- ・ 補助金交付までの流れは裏面をご覧ください。

空き家解体補助金との
併用可能

解体費の一部 最大50万円または
30万円を補助(条件あり)



【問合せ先】 日立市 都市建設部 住政策推進課 空き家対策室（本庁5階 山側）
〒317-8601 日立市助川町1-1-1 電話 050-5528-5149
Eメール juseisaku@city.hitachi.lg.jp



隣地統合補助金交付までの流れ

① 隣地統合



② 申請

次の書類をそろえて、住政策推進課に提出してください。

- ① 「日立市隣地統合補助金交付申請書（様式第1号）」（※）
- ② 隣地統合する前の土地の所在地、位置関係、接道状況、隣接状況が分かる書類（位置図、現況写真、現況図等）
- ③ 隣地を取得したことを証する書類（売買契約書の写し及び登記事項証明書）
- ④ 補助対象経費に係る契約書、領収書及び見積書又は請求書の写し（内訳明細が記されたもの）※契約によらない場合は、それを証する書類の写し【工作物の撤去費用や整地等を行った場合】
- ⑤ 実施前の写真
- ⑥ 実施完了後の写真

（※）は、市ホームページからダウンロードできます。



③ 補助決定

書類等の審査を行い、補助金交付決定通知を2週間程度で郵送します。



④ 請求

日立市隣地統合補助金交付請求書（様式第3号）と通帳の写しを住政策推進課に提出してください。



⑤ 振り込み

指定された金融機関の口座に振り込みます。（請求から1か月程度かかります。）